

県北広域振興局長告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成28年1月12日

県北広域振興局長 高橋 信

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 野田長内線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
九戸郡野田村大字野田第37地割字焼切30番185地先から 久慈市宇部町第20地割79番1地先まで	新	A 7.5~5.0 m	m 49.2
		B 7.5~6.0	55.7
	旧	A 7.5~5.0	49.2

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県北広域振興局土木部
- (2) 期間 平成28年1月12日から同年2月12日まで